

# 学校いじめ防止基本方針

貝塚市立中央小学校

令和6年4月1日

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「認め合い・伝え合い・高め合い」を教育目標としており、確かな学力向上、豊かな心の育成、たくましい心身の成長をめざし、日々の教育活動に取り組んでいる。特に、人権教育を基盤にして、信頼感・安心感の溢れた楽しい学校づくりに重点をおいていく。誹謗・中傷・いじめのない学校を目指すため、「いじめは絶対にゆるさない」という教職員の姿勢を明確にし、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。この基本方針は入学時・各学年の開始時に児童・保護者に説明する。また、HP上にも掲載する。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、教務主任、生徒指導担当、児童生徒支援コーディネーター  
各学年主任、養護教諭、特別支援担当、人権教育担当、道徳教育担当、  
必要に応じてS C、S S W、家庭教育支援員、家庭教育指導員、  
学校相談員、担任、その他

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び改訂
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 委員会の開催

- ・委員長は生徒指導担当者が、その任に当たる。
- ・委員長は、校長と連携して、委員会を開催する。
- ・委員長は、会の進行及び全体を統括する。

### 4 取組状況の把握と検証（P D C A）

- ・いじめ防止対策委員会は、年3回（各学期に1回）、検討会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校いじめ防止基本方針や計画の見直しなどを行う。
- ・学校いじめ防止基本方針が機能しているかを校内に設置した組織において点検するとともに、学校評価の評価項目に位置づけ、児童や保護者、地域関係者の意見を取り入れながら、P D C Aサイクルにより必要に応じて見直す。

5 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

## 第2章 いじめの防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理義及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

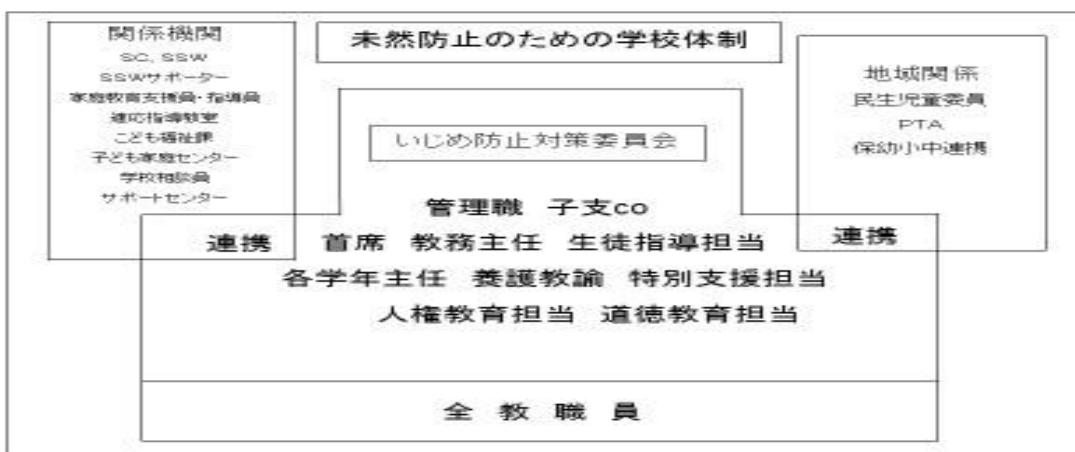
そのために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止・早期発見及び対応に向けた取り組みを検討し、全教職員が一丸となって誹謗・中傷・いじめのない学校をめざし、いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を明確にして取り組んでいく。

「いじめ防止対策委員会」は、いじめの疑いのある事案に関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応する。そのためにも教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せず、直ちに「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。

「いじめ防止対策委員会」での年間計画をもとに、本校の各部会（児童指導部・人権教育部・学力向上部・支援教育部）がそれぞれの取組や活動を行いつつ連携を取りあっていく。また、実施した活動を「いじめ防止対策委員会」で報告し、本校の課題を全教職員で共有し、今後の取り組みについて検討していく。

すべての児童が、安心・安全に学校生活を送るために、全職員がいじめについての基本的な考え方を共有し、誹謗・中傷・いじめのない学校を目指すため、「いじめは絶対にゆるさない」という教職員の姿勢のもとに教育活動を行う。「いじめ防止対策委員会」で検討された指導方針をもとに、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習や行事を通して、すべての児童が参加・活躍できる場を工夫していく。そして、いじめをしない、させない、許さない集団づくりを行っていく。

### (いじめ防止対策委員会組織図)



## 2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して生活指導研修や情報交換をしていく。また児童に対しては日々の仲間づくりを中心に進めながら、支援学級との交流やいじめ対応プログラムⅡ、人権教育、道徳教育などを実施し、その取り組み内容を保護者に学校新聞や生活だより、HP等で知らせる。
- (2) いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者・加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されない。いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、自他を大切にしようとする子どもの育成に努める。また、非行防止教室を行い、いじめやインターネット上の中傷・誹謗な書き込みは犯罪になるおそれがあり、人を深く傷つける行為であることを理解させる取り組みを行う。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員全体が児童の様子をしっかりと観察し、小さな変化を捉えていくことが必要である。
  - 分かりやすい授業づくりを進めるために、学力向上部を中心に、わかる楽しい授業づくりをめざし、研究や研修を行い実践していく。
  - 児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、人権教育部や児童指導部を中心に、お互いの存在が認め合える学級集団づくりをめざし、子どもたちが相手の言葉を聞き、自分の思いを伝えながら育ち合う関係を築いていく。
  - ストレスに適切に対処できる力を育むために、担任以外の教職員と相談することや、カウンセリングによる相談活動を行う。
  - いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、校長、教頭、首席、指導教諭等が教職員の日常の教育活動について連携、協力する。
- (4) 自己有用感を育む取組みとして、児童一人ひとりが学習や学級活動、学校行事、児童委員会活動等、自分の役割を持つことで子どもが活躍できる場を設定し、実践していく。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、日々の学習活動や道徳の時間などを通して人権意識を高めていく機会を作っていく。また、いじめアンケートの実施から、いじめは絶対にしない、させない、ゆるさない意識を高めていく取組を実施していく。

## 第3章 いじめの早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることが恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをう

まく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

○日頃から児童と信頼関係を築くことに努め、児童の小さな変化や言動から問題点を見逃さないことが大切である。また、担任だけでは児童の小さな変化に気づかない時や場所もあり、多くの児童を観察するのは難しい。そのため、全職員が児童の小さな変化を見落とさないように意識しなければならない。

○児童に関する情報を全職員で情報交換し共有することによって、個々の児童への対応方法について検討し、実施することができる。また、情報を共有することで、児童に対してすべての教師がその児童を意識して観察することができる。そのことで児童の重大事案に至るまでに早期発見できることにつながる。情報交換は、学年会や児童指導部、職員会議、校内研修があるが、まずは学年で情報共有することが大切である。

## 2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年2回以上いじめアンケートを実施し、必要な個人面談をして、その結果と課題を学校全体で共有するとともに、必要に応じて再調査を実施する。定期的な教育相談としては、いつでも、教師のだれでも相談できる環境を児童に伝える。また、カウンセリングが受けられる事も伝え、教師以外にも相談できる事を知らせる。日常の観察として授業時間だけでなく、休み時間での活動にできる限り参加し、児童の実態把握に努める。

(2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、連絡帳や電話連絡、個人懇談会、家庭訪問などで児童の家庭環境や家庭での様子を把握する。少しでも気になる児童がいる場合は、家庭連絡を密に取り、情報を共有し、必要に応じて家庭訪問し信頼関係を築く。

(3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、児童からの相談に関して担任だけでなく、専科の教職員、交換授業等で関わりのある教職員、過去に関わりのある担任や教職員、特別支援学級の教職員、そして生活指導担当や養護教諭が挙げられる。保護者からの相談に関して、担任を基本に学年主任や生徒指導担当、首席、指導教諭、教頭、養護教諭が窓口に挙げられる。教職員に関して、担当学年を軸に、児童指導部や「いじめ防止対策委員会」、首席、指導教諭、教頭、校長への相談が挙げられる。いじめに関する相談は、誰が相談を聞いても学校として情報を共有し、対応する。

(4) 学校新聞・生活だより・HP・各学年だより等により、いじめについての相談体制を広く周知する。また「学校教育診断」や「いじめ防止対策委員会」、「学校運営協議会」での確認により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5)教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、慎重に取り扱い、外部に漏れることのないように個人情報の管理を徹底する。情報の開示が必要な場合は、必ず校長、教頭に相談した上で、「いじめ防止対策委員会」で検討し開示する。

## 第4章 いじめに対する対応

### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、段階に応じた対応、外部機関とも連携する。

○レベル1 管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル  
(担任・学年教員で対応し、解決を図る。)

○レベル2 管理職・児童指導部(担当)を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル  
(担任・学年教員とともに、管理職・生徒指導担当が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者にも説明する。)

○レベル3 警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル  
(管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。)

○レベル4 教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル  
(教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。)

○レベル5 学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル  
(教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。)

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) いじめや暴力行為など発見した時、教職員は一人で抱え込みず、速やかに学年主任や生徒指導担当、管理職に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会並びに所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに教育委員会並びに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) いじめ行為を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童の教育に妨げがあると認める児童がある時には、教育委員会に報告又は出席停止について意見を具申する。

### 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅

かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようとする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や中央っ子まつり、校外学習、児童委員会活動等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

ネット上不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発進停止を求めてこと、情報を削除できるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法

務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、ネット上のトラブル発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、LINEを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

## 7 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たされていなければならない。

- ・いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等で確認する。

学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保していく。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを策定し、確実に実行する。

## 第5章 重大事態への対応

### (1)重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
  - 「生命、心身又は財産に重大な被害」
    - ・児童が自殺を企図した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- 「相当な期間」
- ・年間30日を目安とする。
- 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報であることから、調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言できない。

#### (2)重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて貝塚市長へ事態発生について報告する。

#### (3)調査の趣旨及び調査主体

重大事態が発生した場合には直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、本校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会において調査を実施する。

#### (4)調査を行うための組織

教育委員会または本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

#### (5)事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに 調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及や他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、本校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

### ① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

### ② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを実施する。

#### 【自殺の背景調査における留意事項】

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童の最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。

## 2 調査結果の提供及び報告

### (1) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらな個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

## (2) 調査結果の報告

調査結果については、貝塚市長に報告する。

説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて貝塚市長に送付する。

## 第6章 その他（学校の実情に応じて補足すること）

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりえるものであることを全教職員が十分に認識し、いじめは人権侵害であり、人として決して許されることではないことを児童に伝えていかねばならない。しかし、いじめは気づきにくいところで行われることが多い。だからこそ、いじめの未然防止に対しては、日頃の児童の人間関係や学校生活の様子をしっかり観察していく必要がある。また、学校教育全般を通じてコミュニケーション力の育成、規範意識の向上、「早寝、早起き、朝ごはん」などの生活習慣の確立、学力向上、人権教育を中心とした集団づくりに取り組んでいくことが重要である。

また、近年、携帯電話やスマートフォンの所有率が多くなっていることから、これらに関するトラブルが増加している。これからは情報教育や情報モラル教育を推進していくとともに、保護者にも児童に対して情報モラルを指導してもらうように啓発することによって、学校と保護者、保護者同士が連携を図れるようにしていきたい。